

令和 7 年度

PTA全体会資料



◇ 日 時 令和7年4月18日(金)

PTA全体会は、体育館で実施します。
資料は、下記の二次元コードを読み取り、スマートフォン等でご覧ください。
学校のタブレットを使用したい方は、担任まで声を掛けてください。

二本松市立岳下小学校PTA会長 遠藤 浩希

順 序



- 1 開会の言葉
- 2 PTA会長あいさつ
- 3 校長あいさつ 並びに「令和7年度学校経営ビジョン」について
- 4 教職員紹介
- 5 PTA役員紹介
- 6 令和7年度PTA事業計画案について
- 7 専門委員会・学年委員会の主な任務
- 8 令和7年度PTA会計予算案について
- 9 学校行事予定一覧について
- 10 学校いじめ防止基本方針について
- ◇ 資料 岳下小学校PTA会則、運営細則
- 11 引き渡し訓練について
- 12 閉会の言葉

※下記の二次元コードを
読み取り、資料をご覧
ください。

二本松市立岳下小学校PTA

令和7年度 岳下小学校の教育

○ 第7次福島県総合教育計画 (R4～R12)

○ 幸世を紡ぐ県北の教育

○ 二本松市総合計画

第2期二本松市教育振興基本計画 (R3～R12)

子どもが真ん中の教育の実現



教育目標

進んで学び 心やさしくたくましく

～ひとりでもできる みんななどなもってできる みんなが輝く～

<学校像>

- 明るく、楽しく、笑顔があふれる学校
- 学ぶ楽しさや、わかる喜びを実感できる
- 一人一人のよさが生き、大事にされる
- やりたいことが生まれ、ふくらむ
- 互いのよさを認め合い、支え合える
- 学校大好きが聞こえる

<教職員像>

- 教育愛に満ちた教職員
- ・ 子どもの可能性を信じ支える
- ・ 子どもと共に、夢をはぐくむ
- ・ 子どもの姿に学ぶ
- 向上心を持ち、専門性を磨く教職員
- 人間性豊かな教職員
- 関わり合いを深め、信頼関係を築く教職員

重点目標：心を動かし、瞳を輝かせながら、自ら動き出す子どもをはぐくむ
子どもから始まる子ども主体の教育活動の充実を図る～未来に力強く踏み出す土台作り～

<学びを支える姿> ○ 自分からあいさつ・返事 ○ 話を聞く ○ あたたかな集団
・ いっつも、だれにでも、自分から ※ 規範意識を高める

進んで学ぶ子 (学び)

課題意識を持ち、深く考え、自分の思いや考えを伝え、本気で学ぶ子ども
「分らない」「どうしてだろう」「やってみよう」「できた」

思いやりのある、心豊かな子 (心)

自他を大切にすることをもち、認め合い支え合う子ども
「おはようございます」「ありがとうございます」「ごめんなさい」

たくましい心と体 (体)

自分のめあてに向かって進んで運動し、体力の向上と健康づくりに取り組む子ども
「やってみよう」「失敗しても大丈夫」「最後までがんばってみよう」

<重点実践事項>

- ◎ 確かな学力の定着を図る日々の授業の充実
- 自ら学ぶ「学び」のサイクルづくり
- ・ 子どもの心が動き出す「課題意識」「探究意欲」を高める
- ・ 学び合い・高め合う授業の構想
- ・ 振り返りの充実
- ・ 学びを広げ深める（総合的な学習等）
- 授業との関連を図った家庭学習の充実

<重点実践事項>

- 規範意識を高める日々の指導
- 命や思いやりの心を大切にする子どもを育てる
- ・ 互いを認め合い支え合うあたたかな集団づくり
- ・ 道徳科を要とした道徳教育の充実
- 子ども自ら動き出し、つながる多様な実践・体験・交流の場の設定
- ・ 特別活動（学級、縦割り班、児童会活動）、行事
- 考える力や豊かな心をはぐくむ読書活動の充実

<重点実践事項>

- 体力向上や健康増進への意識を高める
- ・ 失敗を恐れず挑戦する心
- ・ 目標や課題に向かい最後まで取り組みむ心と体
- ・ 楽しく運動する習慣づくり
- 安全に対する意識や行動力を高める
- ・ 自分の身は自分で守る（防犯・防災）
- 基本的な生活習慣を身に付ける
- ・ 早寝 早起き 朝ごはん
- ・ 情報モラル意識の向上

コミュニティ・スクールの推進「地域とともにある学校」

- つながり支え合う関係づくり
- 学びが深まる学習環境づくり

家庭との連携「小さな成長とともに喜び合える」

- 安全・安心な生活環境づくり
- 子どもの未来につながる地域づくり

幼・保・小・中を見通した成長を支える連携

- ゆるやかで確実な接続を図る
(架け橋期プログラム、三中学区連携等)
- 共通実践 うつくしいことばにふれる日等(家読)

令和7年度 岳下小学校教職員名簿

No.	学年等	氏 名	P T A	備考
1	校 長	いしかわ かつよし 石川 勝佳	本部	二本松市立小浜小学校より
2	教 頭	やなぎわ あきら 柳澤 成	本部	
3	教務主任	ふくもと たくと 福本 拓人	本部	
4	1 年	いとう さやか 伊藤 彩香	学年	二本松市立塩沢小学校より
5	2 年	よしだ まなか 吉田 愛華	教養	
6	3 年	ゆうき くれあ 結城 真茜	広報	新採用
7	4 年	おおうち けいこ 大内 恵子	学年	
8	5 年	さいとう りょうた 齋藤 良太	教養	
9	6 年	のじ あかつ 野地 吾勝	環境整備	
10	すくすく 学 級1	おの かほ穂 小野 果穂	教養	
11	すくすく 学 級2	たかはし ものこ 高橋 園子	環境整備	
12	のびのび 学 級	もりや ゆみこ 森谷 由美子	学年	
13	あおぞら 学 級	ひらやま まゆみ 平山 真由美	広報	
14	養護教諭	おおかわら じゅんこ 大川原 淳子	環境整備 安全互助会	
15	主任主査	すげの ひろあき 菅野 浩明	本部 会計	
16	学力向上	さとう かつお 佐藤 克夫		
17	日本語指導	きくち のりこ 菊地 紀子		
18	初任研CN	すずき ひろき 鈴木 浩記		
19	初任研 後補充	せんざき のぶお 先崎 信雄		
20	介助員 (市)	さき さわこ 関 左和子		
21	介助員 (市)	たかはし しん 高橋 晋		
22	介助員 (市)	ひらの さとみ 平野 里美		
23	学校図書館 司 書	ほんだ まゆみ 本田 真弓		
24	スクール カウンセラー	よしみ ひろみ 吉見 浩美		
25	サポート ティーチャー	かんの きよみ 菅野 清美		
26	用務員	たかはし えいさく 高橋 栄作		
27	調理員	あらかわ ゆき子 荒川 ゆき子		
28	調理員	わたなべ きえ子 渡辺 喜江子		
29	調理員	みずさわ ゆき 水澤 由季		
30	放射性物質 測定員	いたばし かおり 板橋 かおり		
31	教諭	ほらだ あやね 原田 綾音		産休中

令和7年度 岳下小学校PTA役員名簿

本部役員

個人情報につき取扱注意

役 職	役員氏名	地 区	お子さんの名前
会長	遠藤 浩希	成田1区(大壇)	ゆう 優 (6年) りお 梨央 (3年)
副会長	大野 和人	高越2区	りお 梨央 (4年) 圭人 (3年)
副会長	阿部 仁	高越9区	しょう 惺 (4年)
監査	鈴木 真美	高越2区	あゆむ 歩遥 (3年)
庶務	青木 健	高越1区	みゆ 美結 (3年) ゆい 結生 (1年)
会計	鈴木 恵	高越8区	こは 心葉 (4年) あいる 碧琉 (3年)

校長	石川 勝佳	岳下小	
教頭	柳澤 成	岳下小	
事務局	福本 拓人	岳下小	
事務局	菅野 浩明	岳下小	
安全互助会	大川原 淳子	岳下小	

学年委員会

役 職	役員氏名	地 区	お子さんの名前
学年委員会	◎	1年	
学年委員会		1年	
学年委員会	◎	2年	
学年委員会		2年	
学年委員会	◎	3年	
学年委員会		3年	
学年委員会	◎	4年	
学年委員会		4年	
学年委員会	◎	5年	
学年委員会		5年	
学年委員会	◎	6年	
学年委員会		6年	

環境委員会

役 職	役員氏名	お子さんの名前
環境整備委員会		1 年
環境整備委員会		3 年
環境整備委員会		4 年
環境整備委員会		6 年

教養委員会

役 職	役員氏名	お子さんの名前
教養委員会		1 年
教養委員会		2 年
教養委員会		4 年
教養委員会		5 年

広報委員会

役 職	役員氏名	お子さんの名前
広報委員会		2 年
広報委員会		3 年
広報委員会		5 年
広報委員会		6 年

【人数の割り振り】

	環境	教養	広報	計
1 年	1	1		2 名
2 年		1	1	2 名
3 年	1		1	2 名
4 年	1	1		2 名
5 年		1	1	2 名
6 年	1		1	2 名
計	4 名	4 名	4 名	12 名

令和7年度 岳下小学校 P T A 事業計画(案)

月	主な学校行事等	本 部
4	7 第1学期始業式・入学式	7 入学式
	8 校外子ども会①交通安全教室①	
	9 縦割り清掃班顔合わせ	
	10 避難訓練Ⅰ	11 事務局会Ⅰ
	17 全国学力学習状況調査(6年)	
	18 授業参観 PTA全体会 学年懇談会	18 PTA全体会・役員会Ⅰ 事務局会Ⅱ
	21 防犯教室	
	22 1年生を迎える会	
5	2 岳下っ子フィールドワーク・引き渡し訓練	
	8 ふくしま学力調査(4・5・6年)	
	14 陸上選手壮行会	
	21 市小学生陸上交流大会(6年参加)	21 陸上交流大会協力(テント張り等)
	27 新体力テスト～28日	31 環境整備作業Ⅰ
6	2 地域訪問～4日	
	11 プール開き	
	25 宿泊学習(5年)いわき海浜自然の家～26日	16 事務局会Ⅲ
	29 学校創立記念日(151歳)	
7	3 修学旅行(6年)～4日	
	7 校外子ども会	
	9 授業参観 学年懇談会 給食試食会(1年)	9 授業参観 学年懇談会
	11 交通安全教室Ⅱ	
	18 第1学期終業式	
8	22 第2学期始業式	
	29 避難訓練Ⅱ	30 環境整備作業Ⅱ
9		1 事務局会Ⅳ
	30 学校訪問	
10	3 就学時健康診断	
	18 運動フェスティバル	18 運動フェスティバル協力
	29 岳下っ子ビブリオバトル大会決勝	
11	4 ふくしま教育の日 シェイクアウト訓練	
	6 避難訓練Ⅲ	
	14 学習発表会	
	17 芸術鑑賞教室(まだ未定です。)	
	21 校内持久走記録会	
	27 個別懇談(～12/4日)	
12	15 校外子ども会	
	22 クリーン活動	
	23 第2学期終業式	
1	8 第3学期始業式	16 事務局会Ⅴ 役員選考委員会
	27 クラブ活動見学会	
2	4 NRT学力テスト(～5日)	6 PTA役員会Ⅱ 事務局会Ⅵ
	9 新入学児童保護者説明会・児童オリエンテーション	
	10 スキー教室(4・5・6年)	
	17 校内なわとび大会(～19日)	
	27 6年生を送る会	20 会計監査会・事務局会Ⅶ
3	2 校外子ども会	
	6 授業参観・PTA総会・学年懇談会	6 PTA総会・事務局会Ⅷ・引継会
	19 修了式(1～5年)	
	23 卒業証書授与式(1年～6年)	23 卒業証書授与式

令和7年度 岳下小学校 P T A 事業計画(案)

月	教養委員会	広報委員会	環境整備委員会	学年委員会
4	18 役員会①第1回委員会	18 役員会①第1回委員会	18 役員会①第1回委員会	18 役員会①第1回委員会
5	教育講演会について、内容と役割分担の話し合いを実施させていただきます。		31 環境整備作業Ⅰ	21 陸上競技大会協力(6年)
6		第2回委員会 発行会議	プール中心とし、トイレ、草むしりはできる範囲で	
7	9 教育講演会	18 広報発行①		9 給食試食会(1年) 学年懇談会進行 給食試食会の運営 7月9日(水) ⇒そのまま参観日
8			30 環境整備作業②	
9			除草作業中心とし、トイレ、窓ふきはできる範囲で実施。(短時間で)	
10		18 運動フェスティバル協力 広報用写真撮影		18 運動フェスティバル協力
11				
12				
1				
2	6 役員会②	6 役員会② 発行会議	6 役員会②	6 役員会②
3		23 広報発行②		6 (P総会議長) 6 学年懇談会進行 積立金監査

岳下小学校 P T A

学年委員会・専門委員会の主な任務

委員会名	主 な 任 務	備 考
広 報	・ P T A 会報「だけした」発行会議 ・ 主な行事（運動フェスティバル等）の写真撮影	・ 年間 2 回の発行
教 養	・ 会員相互の教養の向上 ・ 家庭教育講座 教育講演会の企画・運営	過去には… ・ スマホ安全教室 ・ 国際協力出前講座（JICA）
環境整備	・ 教育環境整備のための協力 ・ 環境整備作業	・ 年 2 回の奉仕作業 ・ プール清掃
学 年	・ 学年での教育活動への協力 ・ 学年における会員相互の親睦の推進 ・ 学年懇談会の進行 ・ 給食試食会の運営・計画	P T A 総会の議事進行 （委員長・副委員長）

令和7年度二本松市立岳下小学校PTA会計予算書 (案)

1 収入総額	630,900 円
2 支出総額	630,900 円
3 差引残高	0 円

(1) 収入の部

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 △減	付 記
会 費	468,000	468,000	0	会費 3,600×130名 (実家庭115名 職員15名)
繰 越 金	162,772	147,198	15,574	令和6年度より繰越
雑 収 入	128	2	126	貯金利息
合 計	630,900	615,200	15,700	

(2) 支出内訳

項 目		本年度予算額	前年度予算額	増 △減	付 記	
事 務 局 費		140,000	135,000	5,000	PTA研究大会参加費及び旅費	60,000
					事務費	50,000
					慶弔費	30,000
委 員 会 費	広 報 委 員 会 費	120,000	120,000	0	会報発行 年2回	115,000
					発行用消耗品	5,000
	教 養 委 員 会 費	30,000	30,000		教育講演会経費等	30,000
	環 境 整 備 委 員 会 費	40,000	40,000	0	環境整備作業経費(機械借用含)	20,000
					環境整備用具・用品	20,000
	学年PTA委員会費	5,000	5,000	0	学年委員会行事費	5,000
委員会費小計		195,000	195,000	0		
児 童 奨 励 費		270,000	255,000	15,000	新入生祝品	20,000
					運動フェスティバル協力費	30,000
					陸上大会協力費	10,000
					各種コンクール出品料補助	10,000
					鼓笛・特設クラブ活動補助	20,000
					卒業証書ホルダー代	30,000
					卒業式花等補助	30,000
					スポ少補助	20,000
					児童活動補助	100,000
負 担 金		25,000	25,000	0	郡PTA負担金	
予 備 費		900	200	700		
合 計		630,900	610,200	20,700		

上記のとおり提案いたします。

令和7年3月7日

二本松市立岳下小学校PTA会長 阿部 六美

令和7年度 岳下小学校行事一覧表(4月～9月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1	火 学年始業式～4/5、 1年生出席番号貼出し13:00西 井降口	木 耳鼻科検診(1・3・6年)	日	火 安全点検	金	月	1
2	水 1年教室経営・入学式会場準備 9:00 教材選定 午後	金 〔行①〕岳下つ子フィールドワーク (全) ※ 終了後、引き渡し訓練実施 〔祝〕憲法記念日	月 〔金曜時程〕 地域訪問Ⅰ 安全点検 プール注水開始(1 時)	水 なかよしタイム(学級係) 6年修学旅行前のため4校時下 校	土	火 クラブ活動7⑥	2
3	木	土	火 〔金曜時程〕 地域訪問Ⅱ	木 〔行①〕修学旅行Ⅰ(6年)校長、6 年担任、のび・すく学級担任、養 護教諭～4日	日	水 なかよしタイム(縦割り班)	3
4	金 入学式リハーサル9:00 安全点検	日 〔祝〕みどりの日	水 〔金曜時程〕 地域訪問Ⅲ なかよしタイム(学級係)	金 〔行①〕修学旅行Ⅱ(6年)校長、6 年担任、のび・すく学級担任、養 護教諭	月	木	4
5	土	月 〔祝〕こどもの日	木 〔行〕歯科検診(全) 8:30～ ※1年生縦割り清掃開始	土	火	金 フッ化物洗口	5
6	日	火 夏休み	金 〔金曜時程〕 フッ化物洗口	日	水	土	6
7	月 街頭指導、 〔行〕着任式、第1学期始業式(2 ～6年)①、	水 児童会委員会活動3⑥ なかよしタイム(学級係)	土	月 校外子ども会Ⅱ(チャレンジタイ ム)	木	日	7
8	火 〔給食・弁当なし〕 街頭指導 〔行〕校外子ども会Ⅰ③ 〔行〕交通安全教室Ⅰ〔交通安全 推進員委嘱〕集団下校④	木 ふくしま学力調査(国語、算数、質 問紙) (4～6 年)①②③ ※陸上練習(5・6年)⑥	日	火 クラブ活動6⑥ おでかけまほろん	金	月	8
9	水 発育測定・視力検査(6年) ※1年給食開始(4校時は学級活 動)④ 縦割り清掃班顔合わせ〔1年除〕 及びフィールドワーク打合せ	金 租税教室(6年)③ つばさ保育園かすみ園との交流 Ⅰ③	月	水 〔金曜時程〕給食試食会(1年保 護者) 授業参観⑤、学年懇談会	土	火 クラブ活動8⑥	9
10	木 街頭指導、 発育測定・視力検査(5年) 〔行〕避難訓練Ⅰ② クラブ活動1〔学級〕所属選択⑥ 縦割り班清掃開始 〔欠課〕1年給食④	土	火 オンライン接続テスト(16:30～ 17:30)	木 〔金曜時程〕(学期末事務整理期 間)	日	水 なかよしタイム(学級係)	10
11	金 街頭指導、 発育測定・視力検査(4年) 〔欠課〕知能検査(2・4・6年)② 〔欠課〕1年給食④	日	水 なかよしタイム(全校集会〔プール 開き〕)	金 〔金曜時程〕(学期末事務整理期 間) 〔行〕交通安全教室Ⅱ③ フッ化物洗口	月 〔祝〕山の日	木	11
12	土	月 ※陸上練習(5・6年)⑥	木 眼科検診(全)13:00(時数カウント なし)	土	火	金 フッ化物洗口	12
13	日	火 ※陸上練習(5・6年)⑥	金 フッ化物洗口	日	水	土	13
14	月 発育測定・視力検査(3年) ※1年給食④〔欠課〕	水 なかよしタイム(全校集会〔陸上選 手壮行会〕)	土	月 〔金曜時程〕(学期末事務整理期 間)	木	日	14
15	火 発育測定・視力検査(2年) 運動器検診(5年、他学年対象 者)12:45 ※1年給食④〔欠課〕	木 ※陸上練習(5・6年)⑥	日	火 〔金曜時程〕(学期末事務整理期 間)	金	月 〔祝〕敬老の日	15
16	水 発育測定・視力検査(1年)、 〔行〕運動器検診(5年)12:45 ※1年給食④〔欠課〕	金 内科検診(高・特支)13:30	月	水 なかよしタイム(縦割り班)	土	火 児童会委員会活動7⑥	16
17	木 全国学力・学習状況調査①(国 語、②算数)(6年) 発育測定・視力・聴力検査(特別 支援) 児童会委員会活動2(組織編成) ⑥	土	火 〔予定〕南みがき教室(③1年、④ 6年) クラブ活動5⑥	木	日	水	17
18	金 〔金曜時程〕授業参観⑤、PTA全 体会、学年懇談会、PTA役員会	日	水 なかよしタイム(全校集会〔創立記 念集会〕)	金 〔給食・弁当なし〕12:00集団下校 〔行〕第1学期終業式①	月	木 なかよしタイム(全校集会)	18
19	土	月 人権教室(1年)③ ※陸上練習〔現地練習〕(6年)⑤ ⑥	木	土 夏季休業日～8/21	火	金 フッ化物洗口 やまなみ交流会(のび、すく学 級)	19
20	日	火 ※陸上練習〔最終確認〕(6年)⑥ 内科検診(低)13:30	金 フッ化物洗口	日	水	土	20
21	月 〔行〕防犯教室②	水 〔行①〕市小学生陸上交流大会(6 年)9:40(リポート・バックとうわ 校長、 体育主任、6年担任、すく2担任、 養教 なかよしタイム(学級係)	土	月 〔祝〕海の日	木	日	21
22	火 〔児〕1年生を迎える会(全)③ クラブ活動2(組織編成)⑥	木 ※市小学生陸上交流大会予備日	日	火	金 〔給食・弁当なし〕12:00集団下 校、 〔行〕第2学期始業式① 安全点検	月	22
23	水 全国学力・学習状況調査〔質問紙 (オンライン)](6年) 〔給食・弁当なし〕12:00下校	金	月 児童会委員会活動5⑥	水	土	火 〔祝〕秋分の日	23
24	木	土	火 5年宿泊前日のため4校時下校	木	日	水	24
25	金 防火診断 安全点検	日	水 〔行①〕宿泊学習Ⅰ(いわき海浜自 然の家)(6年)校長、5年担任、の び・すく学級担任、養教～26日 なかよしタイム(学級係)	金	月	木	25
26	土	月	木 〔行①〕宿泊学習Ⅱ(いわき海浜自 然の家)(5年)校長、5年担任、の び・すく学級担任、養教	土	火 児童会委員会活動6⑥	金 フッ化物洗口	26
27	日 〔行〕新体力テスト(1・3・6年)② ③ 児童会委員会活動4⑥	火 〔行②〕新体力テスト(2・4・5年)② ③ なかよしタイム(縦割り班)	金 フッ化物洗口 5年宿泊直後のため4校時下校	日	水 なかよしタイム(学級係)	土	27
28	月 〔児〕岳下つ子フィールドワーク打 合せ②	水 〔行②〕新体力テスト(2・4・5年)② ③ なかよしタイム(縦割り班)	土	月	木 図書ボランティア	日	28
29	火 〔祝〕昭和の日	木 尿検査(一次) クラブ活動4⑥	日 岳下小学校創立記念日(151歳)	火	金 〔行〕避難訓練Ⅱ② フッ化物洗口	月	29
30	水 〔欠課〕hyper-QU調査(2～6年) ② クラブ活動3⑥	金 尿検査(予備日)	月	水	土 ※PTA環境整備作業Ⅱ(除草作 業)6:00	火 ☆★岳下小学校訪問〔特別時 程〕	30
31	土 ※PTA環境整備作業Ⅰ(プール 清掃)6:00	日	木	金	日		31
	17日	20日	21日	14日	6日	20日	

学期71日

令和7年度 岳下小学校行事一覧表(10月～3月)

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
なかよしタイム(全校/運動フェスティバル関連)安全点検				【金曜時程】個別懇談Ⅲ安全点検		(祝)元日					
2	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
				【金曜時程】個別懇談Ⅳ		安全点検		校外子ども会Ⅳ(チャレンジタイム)安全点検		校外子ども会Ⅳ(チャレンジタイム)安全点検	
3	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
【給食・弁当なし】12:00下校就学時健康診断(受付13:10～13:20)13:30		(祝)文化の日		【金曜時程】個別懇談Ⅴ		児童会委員会活動11⑥		児童会委員会活動12⑥		児童会委員会活動12⑥	
4	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		ふくしま教育の日、フッ化物流口シェイクアウト訓練安全点検		【金曜時程】個別懇談Ⅵ		学力検査Ⅰ(②国語、③社会)なかよしタイム(学級係)		なかよしタイム(縦割り班)		なかよしタイム(縦割り班)	
5	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		なかよしタイム(学級係)		【金曜時程】		仕事始め		学力検査Ⅱ(②算数、③理科)		授業参観⑤	
6	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		【行】避難訓練Ⅲ③								学年懇談会、学年会計監査、PTA総会	
7	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
クラブ活動9⑥		フッ化物流口									
8	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
なかよしタイム(学級係)				【金曜時程】(学期末事務整理期間)【欠課】hyper-QU調査(全)②		【給食・弁当なし】12:00集団下校【行】第3学期始業式①安全点検					
9	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
				【金曜時程】(学期末事務整理期間)				新入学児童オリエンテーション・保護者説明会及び学用品販売		【金曜時程】(学期末事務整理期間)	
10	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		【行】芸術鑑賞教室⑤⑥		【金曜時程】(学期末事務整理期間)				【教科6】スキー教室(4・5・6年)8:15発 あだたら高原スキー場 校長、担任外、4・5・6年担任、すく2担任、養教		【金曜時程】(学期末事務整理期間)	
11	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				【金曜時程】(学期末事務整理期間)		※土曜学び塾(杉田小)		(祝)建国記念の日		【金曜時程】(学期末事務整理期間)卒業式会場仮作成(5年)朝【行】卒業式練習Ⅰ③【行】卒業式練習Ⅱ③【行】卒業式練習Ⅲ③	
12	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
				【金曜時程】		(祝)成人の日				【金曜時程】(学期末事務整理期間)	
13	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
(祝)スポーツの日						児童会委員会活動10⑥		まつかぜ号来校		【金曜時程】6年生と先生方の会?	
14	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
【行】運動フェスティバル全体練習Ⅰ③		(行①)学習発表会				紙漉き体験(6年)②③④		※岳下地区少年の主張大会 9:30			
15	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
鼓笛練習				校外子ども会Ⅲ(チャレンジタイム)		なかよしタイム(学級係)					
16	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
(行)運動フェスティバル全体練習Ⅱ③なかよしタイム(学級係)ALT(3				クラブ活動12⑥(アルバム撮影)				学校運営協議会授業参観⑤		【行】卒業式練習Ⅲ(予行:全)③	
17	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
運動フェスティバル前日準備(4～6年)⑥【欠課】まつかぜ号来校				なかよしタイム(縦割り班)				なわとび記録会(②1年、③2年)クラブ活動15[反省]⑥			
18	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(行①)運動フェスティバル		クラブ活動11⑥						なわとび記録会(②3年、③4年)なかよしタイム(全校集会)			
19	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
土曜学び塾(杉田小)		【給食・弁当なし】12:00下校						なわとび記録会(②5年、③6年)		【金曜時程】【行】修了式(1～5年)⑤卒業式準備(5年のみ15:30下校)	
20	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
練習休業日				土曜学び塾(原瀬小)		クラブ活動13⑥				(祝)春分の日	
21	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		校内持久走記録会(②低、③中、④高)				なかよしタイム(縦割り班)					
22	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
なかよしタイム(縦割り班)				【行】校内クリーン活動Ⅱ⑤		【給食・弁当なし】12:00				※土曜学び塾(原瀬小)	
23	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		(祝)勤労感謝の日		【給食・弁当なし】12:00集団下校【行】第2学期終業式①				(祝)天皇誕生日		【行】卒業証書授与式(1～6年)	
24	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		振替休日		冬季休業日～1/7						学年末休業日	
25	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		児童会委員会活動9⑥つばさ保育園かすみ園との交流Ⅱ③									
26	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
				仕事始め				なかよしタイム(学級係)		(予定)離任式、教室移動→日程確認	
27	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		【金曜時程】個別懇談Ⅰ				クラブ活動14(クラブ見学会)⑥		【児】6年生を送る会②③			
28	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
クラブ活動10⑥		【金曜時程】個別懇談Ⅱ 尿二次検査栄養教室予定②～④(4～6年)				なかよしタイム(全校集会[部集集会])					
29	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
なかよしタイム(岳下っ子ビブリオバトル大会準決勝)											
30	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
児童会委員会活動8⑥(アルバム撮影)											
31	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
22日		18日		17日		16日		18日		15日	

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

二本松市立岳下小学校

二本松市立岳下小学校は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定 文部科学大臣）」の改定と新たな「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定、及び「二本松市いじめ防止基本方針」の改定に基づき、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると認識し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することを旨として行われなければならない。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養うことを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 基本方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ソーシャルネットワーキングサービス〔以下SNSという。〕を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童とその保護者の訴えに寄り添う。

- ① いじめを受けた児童目線及びその保護者目線に立つこと。
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、いじめ防止対策推進法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法で規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ根絶チーム」を活用すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥ 教職員の指導なくして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であるが、いじめ防止対策推進法が定義するいじめに該当するため、「いじめ根絶チーム」へ事案の情報共有を行うこと。

(2) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

《具体的ないじめの形態（例）》

- ① 冷やかしくからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥ SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

《教職員が持つべき、いじめ問題についての基本的な認識》

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の形態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きく関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ根絶チーム」を設ける。

【いじめ根絶チーム】

《構成員》

学 校：校長、いじめ防止対策委員会（教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談）

保護者：PTA役員

地 域：学校運営協議会

専門家：スクールカウンセラー

① 活動内容

- ・校内生徒指導協議会（月1回）で、いじめ根絶に向けた未然防止・早期対応を図る。
- ・教育相談の充実を図り、定期的にいじめ調査（学校生活調査、Q-U調査、児童教育相談、家庭訪問等）と分析を行い、早期対応を図る。
- ・未然防止に向け、集会や学級指導で児童への指導を継続するとともに、学校・学級日より及びPTA活動と連携した取組を積極的に行い、保護者への啓発を行う。
- ・日常的に関係機関と情報を交換し、行動連携を図る。
- ・定期的に組織員での話し合い（PTA役員会、学校運営協議会）を行い、情報交換や対策の検討を行う。
- ・いじめの防止等に関する情報の獲得やいじめ問題に対する対応についての検討等、外部専門機関との連携を図る。

② 留意事項

いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するよう教職員に求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個票などに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(4) いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「児童一人一人の個性、特性を見取り、それらを生かす学級経営」「児童一人一人のよさを生かし、育む授業改善」への不断の努力を怠らずに、学級の望ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を通した予防的な取り組みを計画し、共通理解のもと以下のように実践していく。

- ① 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。指導に当たっては、児童がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 児童一人一人が「いじめは、決して許される行為ではない。」ことを認識するとともに、その根絶のために、児童会代表委員会をはじめとして、各学級においての具体的な取組を推進していく。
- ④ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対して、ホームページにより学校いじめ防止基本方針及び取組について紹介して理解を図る。

(5) いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期発見することが早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

- ① 相談窓口（担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター）の設置やスクールカウンセラーの活用などにより、いじめに関する相談体制を整備する。また、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ② 定期的に交友関係やインターネット利用状況に関する調査、いじめ調査、個人面談、Q-Uを実施し、それらの結果の検証および組織的な対処方法について共通理解を図る。
- ③ 教職員の資質向上及び情報の共有化を図るとともに保護者と連携する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための取組

いじめは、インターネットを通じたSNSを使用した事案がある。その場合、いじめ問題が重大かつ深刻化することが予測される。相手を敬う心情を育てるとともに、正しいインターネットの利用の仕方等の情報モラル教育のより一層の指導充実に推進していくことが必要である。

- ① 心身の苦痛を感じさせる書き込み等は、インターネットを通じて行われるものの「いじめである」との認識を児童や保護者、教職員に啓発する。
- ② インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償の対象になり得るなど、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねないことを、児童に対し具体的に理解させる指導を強化する。
- ③ メディアコントロールの取組や出前授業等を活用して、正しいインターネットの利用の仕方や情報モラル教育の充実に図る。

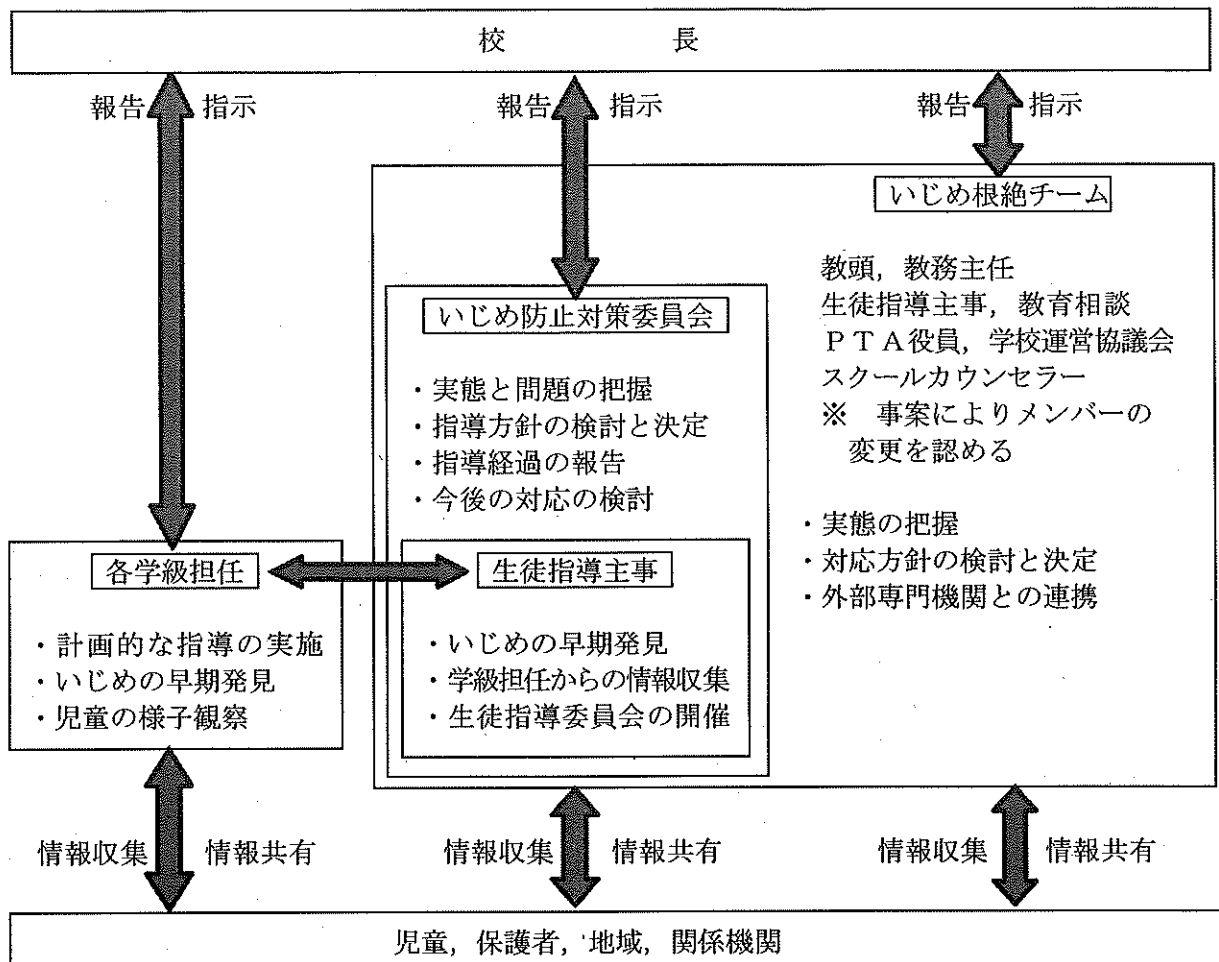
(7) いじめに対する措置

教職員がいじめの疑いがあるような行為を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、当該いじめに係る情報を校長に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを組織的に行う。学校特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、二本松市教育委員会と連携を図り、二本松警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署へ通報し、適切に援助を求める。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- A いじめの行為が止んでいること（いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続している。）
- B 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめの再発も想定し、日常的に注意深く観察する必要がある。）



(8) 重大事態発生時の対応

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」とする。

- ① 重大事態が発生した場合は、二本松市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ③ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対して調査を行い、速やかに事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

(9) 年間計画

月	会 議 等	調査・相談
4月	いじめ防止対策委員会全体会① 学校運営協議会（いじめ根絶会議①）	児童理解 家庭環境調査
5月	生徒指導協議会	Q－U調査①
6月	生徒指導協議会	家庭訪問
7月	生徒指導協議会	学校生活調査①
8月	生徒指導協議会 （いじめ防止対策委員会全体会②）	
9月	生徒指導協議会	
10月	生徒指導協議会	
11月	生徒指導協議会	学校生活調査② 児童教育相談週間
12月	生徒指導協議会 学校評価（保護者・児童・教職員）	個別懇談 Q－U調査②
1月	生徒指導協議会 （いじめ防止対策委員会全体会③）	
2月	生徒指導協議会 学校運営協議会（いじめ根絶会議②）	
3月		

(10) 評価と改善

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努めるとともに、いじめに関する項目を盛り込んだ取り組み評価及び学校評価を実施し、いじめに関する取り組みの検証を行い、改善を図る。

いじめを認知したときの学校の対応

いじめの情報をキャッチ(積極的な認知)

担任・発見者 ← 児童生徒・保護者 他教職員

生徒指導委員会・協議会 校務運営委員会 学年会等 からの情報

担任・発見者 ← 児童生徒・保護者 他教職員
 生徒指導委員会・協議会 校務運営委員会 学年会等 からの情報

1 事実関係の把握・情報収集

□ いじめの情報

- ・ 憶測を入れずに事実のみ
- ・ 些細なことでも必ず報告

生徒指導主事・管理職 ← 担任・発見者

□ 早急な事実関係の把握（担任・関係職員対応）

- 担任、関係職員の情報の整理
- ・ 加害児童生徒 ・ 被害児童生徒 ・ 周囲から ・ 保護者 ・ 教職員

- いじめ防止対策委員会(速やかな開催)

2 対応協議

- 早期のいじめ問題への対応（管理職による速やかな開催）
 - いじめ防止対策委員会での協議（対応策の確認や検討）
 - ・管理職 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・教育相談 ・担任
- ↓
- 再調査による事実確認 等
- 状況説明・方針説明、面談の日時連絡 等
 - ・加害児童生徒保護者への連絡（いつ だれが）
 - ・被害児童生徒保護者への連絡（いつ だれが）
- いじめ解消に向けた取組（全職員対応）
 - 問題の緊急度や深刻度に応じた対応
 - ・指導・援助の方針の立案 ・指導援助体制の構築 ・共通理解

- ①すぐに行う対応 ②中・長期的な対応 ③保護者への対応
- ④関係機関との連携 ⑤経過報告・事後報告
- 「だれが だれに 何を いつまでに」

- ・記録の累積（経過確認）、事後報告書等の作成

- 報告・相談

3 市教委との連携

- ☐ いじめ解消に向けた取組の推進・連携
- ☐ 二本松市いじめ問題対策委員会

- ※ いじめ防止対策委員会全体会 定期開催 年3回（毎学期始め）
随時開催（いじめの認知により）

二本松市立岳下小学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は、二本松市立岳下小学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の教養を高め、親交を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となり、児童の健全な成長を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、岳下小学校に在籍する児童の保護者、又はこれに代わる者及び本校に勤務する教職員をもって会員とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の教養の向上と親睦を図るための事業
- 2 学校教育・家庭教育及び社会教育の理解とその振興を図るための事業
- 3 教育施設・教育環境の整備充実を助成するための事業
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長2名、監査1名、幹事2名(鷹、鷗)、専門委員長3名、専門副委員長3名、専門委員若干名、学年委員長1名、学年副委員長1名
- 2 役員の選出は次のとおりとする。
 - ・ 会長・副会長及び監査は選考委員会で選考し、総会の承認を得て選出する。
 - ・ 幹事は、会長が委嘱する。
 - ・ 専門委員は12名とし、学年委員より選出する。
 - ・ 学年委員は、各学級2名を選出する。
- 3 本部役員の任期は2年とし、会長を除く役員の再任を妨げない。また、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を統括するとともに、会務の一切を整理し、会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその任務を代行する。
- 3 監査は、本会会計の監査を行う。
- 4 幹事は、会長の指示に従って、本会の庶務及び会計をつかさどる。
- 5 専門委員長は、委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 6 専門委員は、専門委員会の事業の推進にあたる。
- 7 学年PTA委員長は、学年委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 8 学年委員は、各学年の事業の推進にあたる。

(校長)

第7条 校長は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員会・学年委員会)

第8条 第4条の事業を行うため、次の専門委員会・学年委員会を置き、委員長が必要に応じてこれを招集する。

- 1 専門委員会
広報委員会、教養委員会、環境整備委員会
- 2 学年委員会
- 3 専門委員会は、選出された委員並びに教職員をもって構成する。
- 4 学年委員会は、各学年より選出された学年委員並びに教職員をもって構成する。
- 5 委員長・副委員長は、各委員の互選とする。

(専門委員会・学年委員会の任務)

第9条 専門委員会・学年委員会の任務は次のとおりとする。

1 専門委員会

- (1) 広報委員会……………・会報発行……………・広報活動
- (2) 教養委員会……………・会員相互の教養の向上……………・学校教育への理解と協力
- ……………・家庭教育、社会教育への理解とその振興
- (3) 環境整備委員会……………・教育施設充実のための協力
- ……………・教育環境整備のための協力

2 学年委員会

- ……………・学年間における事業の連携と調整
- ……………・学年における教育活動への協力と援助
- ……………・授業参観、保護者学級の計画と運営への参画
- ……………・学年における会員相互の親睦の推進
- ……………・給食試食会の準備、運営等

(選考委員会)

第10条 本会に、会長、副会長、監査並びに幹事を選考するための選考委員会を置き、選考委員は、各学年委員長（計6名）が兼ねるものとする。

具体的な役員の選考方法については「岳下小学校選考委員会細則」で定める。

(顧問)

第11条 本会は、役員会の決議に基づいて顧問を置くことができ、会長の諮問にこたえるものとする。

(会議)

第12条 本会の会議は、次のとおりとする。

1 総会

総会は、毎年度最終授業参観日に開き、次のことを行う。ただし、必要ある時は臨時に開くことができる。

- (1) 事業報告 (2) 決算報告 (3) 事業計画案審議 (4) 予算案審議
- (5) その他の重要事項

2 役員会

役員会は総会に次ぐ決議機関とし、予算、決算及び事業計画、その他の重要事項を審議する。

3 専門委員会

専門委員会は、各委員会の事業について協議し、その推進にあたる。

4 学年委員会

学年委員会は、各学年の事業について協議し、その推進にあたる。

5 監査会

監査会は、本会の経理状況の調査指導並びに監査にあたるため、必要に応じ招集し、監査の結果は、総会に報告する。

6 特別委員会

本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができ、会長または委員長が招集する。

(議決)

第13条 議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費・有志者の寄付及び事業による収益をもってこれにあてる。

(年度)

第15条 本会の年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(簿冊)

第16条 本会には、次の簿冊を置く。

- 1 会員名簿 2 会誌 3 役員名簿 4 会計簿 5 各委員会記録簿
- 6 その他必要な簿冊

(細則)

第17条 会長は、役員会の決議に基づき、本会運営に関する細則を設けることができる。

附則 本会則は、昭和37年4月24日より施行する。

昭和41年 3月16日一部改正
 昭和46年 3月18日一部改正
 昭和51年 3月15日一部改正
 昭和57年 3月10日一部改正
 平成元年 3月16日一部改正
 平成15年 2月28日一部改正
 平成18年 3月 3日一部改正
 令和 5年 1月12日一部改正 (学校PTAだより5の発行日)
 令和 7年 3月 7日一部改正

岳下小学校選考委員会細則

第1条 この細則は、会則第10条及び第17条に基づき、選考委員会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 選考委員会は、各学年委員長6名をもって構成する。

第3条 初回の選考委員会は、学年委員長が招集する。

第4条 選考委員長1名及び選考副委員長1名は、選考委員の互選により選出する。

第5条 選考委員長は、総会の前日までに会議を開き、会長、副会長及び監査の候補者を選考するとともに、幹事の選考地区を決定しその地区より選出しておき、それぞれの承諾を得ておくものとする。

第6条 選考委員長は、会長、副会長及び監査の選考の結果を総会において報告する。ただし、幹事は会長の委嘱とする。

附 則 この細則は、平成元年4月1日より施行する。

平成18年3月3日一部改正

令和 5年1月12日一部改正 (学校PTAだより5の発行日)

令和 7年3月 7日一部改正

(補足) 具体的な手順

本部役員の役職は、互選とする。

岳下小学校PTA運営細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第17条の規定に基づき、本会運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰)

第2条 本会の弔慰は、次のとおりに行う。

- 1 会員死亡の場合 金5,000円を贈り、代表者が会葬する。
- 2 児童死亡の場合 金5,000円を贈り、代表者が会葬する。
- 3 会員の配偶者の場合は、会員に準ずる。
- 4 会長・副会長・職員が死亡の場合 前記1項の他に花輪を贈る。
- 5 特別の事情のある場合は、その措置を会長に一任する。

第3条 削・除

(旅費)

第3条の2 会員が各種研究大会及び研修会に参加した場合の旅費は、次のとおりとする。

- 1 県PTA研究大会以上の出張 大会参加料宿泊費等及び交通費
 - ・ 日当 1日につき600円
 - ・ 宿泊費等及び交通費等 実費分を支給
- 2 各種研究大会及び研修会
 - ・ 日当 1日につき600円
- 3 その他 特別な場合は、会長に一任する。

(代表者)

第4条 第2条の代表者は、本部役員又は、当該会員の所属する委員会の委員又は当該児童の所属する学級の学年のPTA委員とする。

(表彰)

第5条 多年にわたり本会ならびに岳下小学校の教育振興に貢献し、その功績顕著なる者を表彰する。

- 1 被表彰者は個人とし、事務局会の推薦による。
被表彰者はPTA会長を経験した者、又は表彰に値すると認められる功績を残した者とする。
- 2 表彰は、総会の場において行い、感謝状と記念品を贈る。
- 3 表彰者の数は、若干名とする。

(改廃)

第6条 この細則は、役員会の決議に基づいて改廃することができる。

附 則 この細則は、昭和60年11月23日より施行する。

平成12年2月4日一部改正

平成13年2月2日一部改正

平成30年3月2日一部改正